

いの町新型コロナウイルス等対策行動計画 概要版

背景

平成25年4月、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が施行されました。
 新型コロナウイルス等対策特別措置法第8条第1項「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」の規定に基づき、「いの町新型コロナウイルス等対策行動計画」を作成します。

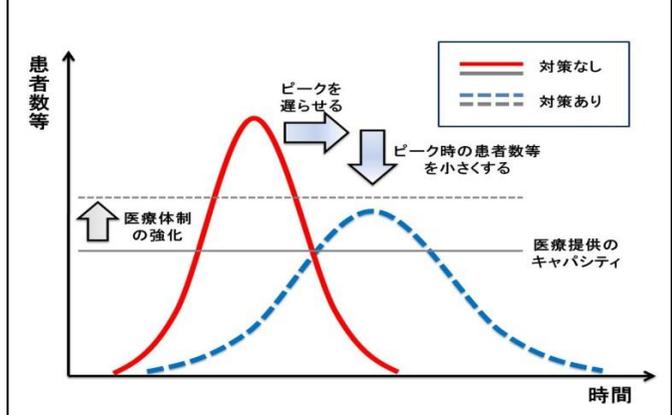
行動計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

実施する措置

- 県内外の発生状況等の情報収集
- 住民への適切な情報提供・共有
- まん延の防止
 - ・ 外出自粛、施設の使用制限等の要請
 - ・ 特定接種の実施の協力
 - ・ 住民に対する予防接種の実施
- 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 など

対策の効果 概念図



行動計画における主な対策（発生段階別）



国・県の動き	政府対策本部及び県対策本部設置	→ → → → 緊急事態宣言	緊急事態宣言終了
--------	-----------------	----------------	----------

実施措置項目ごとの主な対策	実施体制	・体制の整備及び関係機関との連携強化	・「いの町新型コロナウイルス等対策会議」設置	・「いの町新型コロナウイルス等対策本部（任意）」設置 →（緊急事態宣言がなされた場合）特措法に基づく「いの町新型コロナウイルス等対策本部」設置	・緊急事態解除宣言により「いの町新型コロナウイルス等対策本部」廃止	
	情報提供・共有	・市民向けの感染対策の普及 ・相談窓口の体制整備	・県が行う情報提供・注意喚起に協力 ・相談窓口の設置	・住民への情報提供 ・相談窓口の充実・強化	・住民への情報提供 ・相談窓口の継続	・相談窓口の縮小
	予防・まん延防止	・特定接種・住民接種の実施体制整備	・特定接種の実施 ・住民接種の実施準備	・住民接種の実施 ・基本的な感染対策等の勧奨	・住民接種の実施	・第2波に備えた住民接種の継続
	医療	・地域医療体制の整備	・発生国から帰国した有症者への受診方法の周知	・発生国から帰国した有症者への受診方法周知の継続	・県が決定する県内感染期の対応について周知	
	市民の生活・経済の安定の確保	・孤立化し支障を来す恐れがある世帯への具体的な支援体制の整備	・発生が確認されたことへの要配慮者や協力者への連絡	・要配慮者対策の実施	・要配慮者対策の継続	